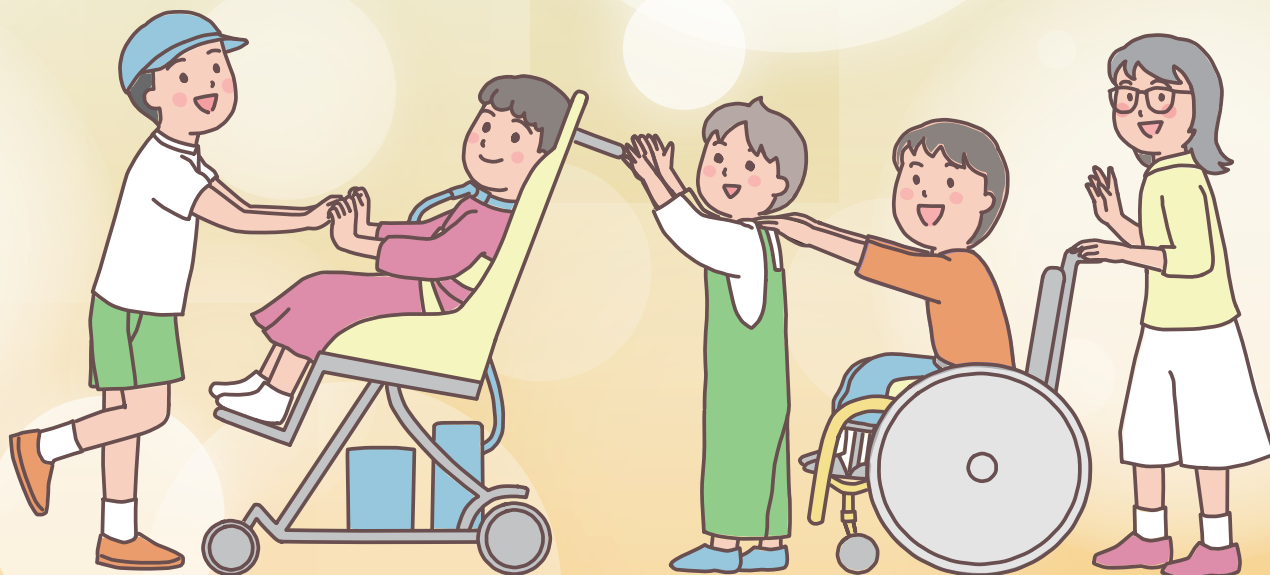


# 茨 城 町

## 第4次 障害者基本計画 第7期 障害福祉計画 第3期 障害児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

【概要版】



令和6年3月  
茨 城 町



## 計 画策定の趣旨

本町では、「茨城町第3次障害者基本計画」「茨城町第6期障害福祉計画」「茨城町第2期障害児福祉計画」が令和5年度で計画期間満了を迎えることから、障がいのある人を取り巻く環境や障がいのある人自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、全ての町民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和6年度を初年度とする「茨城町第4次障害者基本計画」「茨城町第7期障害福祉計画」「茨城町第3期障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 計 画の位置づけ

障害者基本計画は、「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

障害福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定します。また、障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定します。

## 計 画の期間

計画期間は、「第4次茨城町障害者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6か年計画とし、「第7期茨城町障害福祉計画」及び「第3期茨城町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
茨城町障害者基本計画	第3次			第4次					
茨城町障害福祉計画	第6期			第7期		次期計画			
茨城町障害児福祉計画	第2期			第3期		次期計画			

## 基 本理念

**ともに支え ともに暮らせる うるおいのある生活を送れるまち**

障害者基本法の目的を踏まえ、リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念のもと、「ともに支え ともに暮らせる うるおいのある生活を送れるまち」を基本理念として掲げ、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。

# 基本目標

## 基本目標 1 思いやりと助け合いの心づくり

障がいをもととした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。しかし、依然として誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障がいのある人の地域での自立生活を妨げていることもあります。

障がいのあるなしに関わらず、町民が共に理解し、生き生きと暮らすことができるよう、障がいのある人への理解のための活動や福祉教育を、なお一層充実します。

また、交流・ふれあいの機会を充実させ、地域で障がいのある人を支えるボランティアや障害者団体、地域自立支援協議会の活動の活性化を図ります。

基本施策	施策の方向性
(1) 相互理解と交流の促進	①町民への情報提供の充実 ②交流・自発的活動の推進
(2) 差別の解消、人権・権利擁護の推進	①権利擁護体制の確立
(3) 福祉教育の推進	①学校や社会での福祉教育の推進 ②ボランティア活動の促進

## 基本目標 2 地域での自立した生活を支援する体制づくり

障がいのある人が自らサービスを選択し、自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、情報提供・相談支援体制の充実強化を図るとともに、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、必要な福祉サービスの質の向上に努めます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上でも、極めて大きな意義があります。就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援を強化するため、関係機関とのネットワークの充実を図り、総合的な就労支援体制の構築に努めます。

基本施策	施策の方向性
(1) 情報提供・相談支援体制の充実強化	①福祉情報提供の充実・情報アクセシビリティの向上 ②相談体制の充実
(2) 障がい福祉サービスの質の向上	①在宅福祉サービスの充実 ②施設サービスの充実
(3) 就労支援と就労の場の拡充	①福祉的就労の充実 ②一般就労の促進 ③職業リハビリテーションの充実 ④就労継続のための支援の充実
(4) 自立生活を支援するための施策推進	①居住支援の充実 ②生活安定のための各種制度の利用促進

### 基本目標 3 健康で生き生きと暮らせる環境づくり

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、必要な医療を必要なときに利用できるよう、保健・福祉・医療等の連携による、切れ目のない継続的なサービス提供体制づくりに努めます。

また、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動等の自己表現活動や社会参加活動等の生活の質の向上と生きがいづくりの活動に、いつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の推進に努めます。

基本施策	施策の方向性
(1) 健康を支える保健・医療サービスの充実	①日常生活の向上とリハビリテーションの推進 ②医療給付・助成の推進 ③精神保健福祉の推進
(2) 文化芸術活動の充実	①生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進及び支援の充実 ②学習情報提供の充実

### 基本目標 4 一人ひとりの個性と可能性を育てる仕組みづくり

障がいのある子どもたちが、もてる能力を十分に発揮し、自立を目指すため、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図ります。

また、障がいのある子どもたちの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、通所支援等の提供、就学支援を含めた教育支援体制の充実など、障がいのある子どもの療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化に努めます。

基本施策	施策の方向性
(1) 早期発見・早期療育体制の充実	①障がいの早期発見と早期療育の充実
(2) 誰でも受けやすい教育環境の充実	①障がい児教育・保育の充実 ②就学相談体制の充実

### 基本目標 5 安全で安心して暮らせる地域づくり

誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくため、ユニバーサルデザインの視点を取り込み、道路、建物等のバリアフリー化を推進するとともに、外出支援の充実を図り、障がいのある人が、安心して、積極的に外出しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の安全確保のため、緊急時や災害に備えた体制の点検・整備と防犯対策の充実に努めます。

基本施策	施策の方向性
(1) 福祉のまちづくりの推進	①障がいのある人にやさしいまちづくりの推進 ②外出支援の充実
(2) 防災・防犯体制の確立	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実

# 成果目標(令和8年度末の目標)

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるためには、居宅や共同生活を送るグループホームなどの地域における居住の場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備などの取組を引き続き推進します。令和4年度末時点での施設入所者は45人となっており、令和8年度末までに3人の地域生活移行を目指します。

項目	実績	目標	備考
施設入所者数	45人(令和4年度末)	45人(令和8年度末)	
地域生活移行者数	0人(令和3~5年度)	3人(令和6~8年度)	施設入所からグループホーム等への移行見込み

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるため、精神障がい者も含め、あらゆる人が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場での検討を進めます

項目	実績(R5年度)	目標(R8年度)	備考
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	—	12回	令和5年度末までに協議の場を設置予定

## 3 地域生活支援拠点等の整備

町においては、面的整備型として2つの機能(①相談②緊急時の受入れ対応)の地域生活支援拠点等を確保しています。その機能の充実のため、引き続き運用状況の検証・検討をするとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。また、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項目	実績(R5年度)	目標(R8年度)
運用状況の検証・検討実施回数	—	1回
コーディネーターの配置【新規】	—	1人

## 4 福祉施設から一般就労への移行

本町の就労移行支援事業利用者数は、ここ3年間(令和3年度~令和5年度)は20人~17人の間で推移しており、令和3年度の福祉施設からの一般就労者数は3人でした。

就労移行については、令和8年度の一般就労者を6人と見込みます。就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

一般就労移行者のうちの就労定着支援事業利用者は、5人と見込みます。

また、町内に就労定着支援事業所がないため、その確保に努めます。

項目	実績(R3年度)	目標(R8年度)	考え方
年間一般就労移行者数	3人	6人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
就労移行支援事業からの一般就労	3人	4人	令和3年度の移行実績の1.31倍以上

項目	実績 (R3年度)	目標 (R8年度)	考え方
就労継続支援A型事業からの一般就労	0人	1人	令和3年度の移行実績の1.29倍以上
就労継続支援B型事業からの一般就労	0人	1人	令和3年度の移行実績の1.28倍以上
就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】		全体の5割以上	
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	3人	5人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者実績の1.41倍以上

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

## 5 障害児通所支援の提供体制の整備等

発達支援が必要な子どもに対する障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。また、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援については、町内の社会福祉法人において実施しています。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保については、自立支援協議会、事業所等の関係機関と協議し、検討してまいります。

項目	実績 (R5年度)	目標 (R8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	—	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	—	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催回数	—	12回
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	1人

## 6 相談支援体制の充実強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを町内の社会福祉法人に委託して設置しています。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談支援体制の充実・強化をさらに推進していくとともに、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善に努めます。

項目	実績(R5年度)	目標(R8年度)
相談支援事業者に対する指導・助言の場の設置回数	10回	12回
人材育成の支援の場の設置回数	10回	12回
連携強化の取組の実施回数	10回	12回

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、以下の取組を進めます。

項目	実績(R5年度)	目標(R8年度)
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修への職員参加人数	1人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数	—	1回
指導監査結果の事業所や関係自治体等と共有する回数	—	1回

# サービス見込量確保のための方策

## 1 訪問系サービス

重度・重複障害のある人を含め、障がいのある人が安心して地域移行ができるまちづくりを推進するため、今後利用ニーズの増加が見込まれます。このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスへの参入を促進するなど、サービスの供給体制と量を確保するとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう働きかけます。

## 2 日中活動系サービス

障がいのある人の地域生活を支援するため、その状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。このため、サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。また、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

## 3 居住系サービス

施設から地域生活への移行を推進するため、今後の利用ニーズの増加に応じた共同生活援助事業者の確保を図り、基盤整備が円滑に進むよう支援する必要があります。このため、必要な情報提供により民間事業者の参入を促進するとともに、計画的に基盤整備を進めるためには、地域社会の理解が不可欠なことから、町民に対して障がいについての理解を深めるための啓発活動に努めます。

## 4 相談支援

本町では、計画相談事業所が少ないことが課題です。利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう事業者の参入を働きかけます。また、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、地域移行支援・地域定着支援の普及を図ります。

## 5 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援については、利用ニーズは増加傾向にあるため、子ども・子育て支援等の利用を希望する場合には、その希望に沿った利用ができるよう支援します。障害児相談支援については、地域の課題として、障害児相談支援事業所が不足しているという問題がある一方で、基本的には全ての利用者が当サービスを受給することが望ましいため、障害児相談支援事業所と相談しながら、引き続き新規利用者に対して、障害児相談支援の利用を促します。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成に努めます。

## 6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などの提供を行います。移動支援事業、意思疎通支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが特に重要であり、サービスに必要な人材育成を支援するほか、各種事業の効果的、効率的な運用を図ります。また、日常生活用具給付等事業は、生活用具に関する対象品目の充実等に努めます。

# 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 市内推進体制の強化

本計画の内容は町行政の広範な分野にわたっていることから、福祉・保健の分野を中心に関係各課による市内の推進体制を確立し、計画の効果的な推進を図ります。

### (2) 国・県・近隣市町村との連携

広域的な対応が望ましい事業や、より大きな課題については、国・県・近隣市町村との連携を図りながら総合的な計画の推進を図ります。

### (3) 関係団体との連携との連携

社会福祉協議会や関係団体との連携を密にし、地域ぐるみの福祉活動や町民主体のサービス提供体制の充実を図ります。

### (4) 地域の人材の活用と養成

障がいのある人の自立を支援するために、地域の施設、医療機関等の人材を積極的に活用するなど連携・協力の体制を密にするとともに、福祉や保健・医療の担い手となる人材の養成に努めます。

### (5) ボランティア団体等の育成

障がいのある人の多様な活動ニーズに対応できるよう、点訳や手話などの専門ボランティア・図書館での朗読ボランティアの確保と育成に努めるとともに、活動の促進を図ります。

## 2 計画の進行管理

計画の効果的な推進を図るためには、計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しや対策を講じていく必要があります。このため、PDCAサイクルを導入し、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、分析・評価を基に新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。また、障がい福祉サービスや相談支援の充実、障がいのある人の地域移行や就労移行を促進することも重要であり、「自立支援協議会」を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進します。

### 概要版 茨城町

#### 第4次 障害者基本計画・第7期 障害福祉計画・第3期 障害児福祉計画

■発行年月／令和6年3月

■編集・発行／茨城町 保健福祉部 社会福祉課  
〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080  
TEL：029-292-1111（代表）  
URL：<https://www.town.ibaraki.lg.jp/index.html>